

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## 日本会計基準と国際財務報告基準（IFRS）における のれん会計の比較検討

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2015-09-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 誠, YAMAMOTO, Makoto メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/58">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/58</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 日本会計基準と国際財務報告基準（IFRS） におけるのれん会計の比較検討

山 本 誠

序

- 1．全部のれん方式と購入のれん方式
- 2．子会社株式の追加取得時及び一部売却時の会計処理
- 3．日本の会計基準におけるのれんの減損処理

結

## 序

のれん（goodwill）をめぐるのは、日本の会計基準と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、IFRSと略称する）の間では、処理方法に関して重要な相違点が見られる。

日本がIFRSを国家的に受け入れる際には、このような相違点は解消されているべきと考えられるが、現段階ではこの解消の見通しは依然として立っていない。

日本ののれん会計は、伝統的に買入のれんのみは貸借対照表能力を認め、競争的環境においては買入のれんも他の無形資産と同様に価値減少をきたすものと考えて、自己創設のれんの計上を排除するために、買入のれんに対して要償却の立場をとってきた。つまり、購入のれん方式が償却論の基底には存在しているのである。

他方、IFRSでは、のれんは、買入のれん、自己創設のれんのいかなを問わず、基本的には同質的なものと考えて、企業にのれんが存在するときには、それを全体的に評価して資産計上すべきであるという立場を原則的に採用している。このような思考からすれば、のれんは、自己創設のれんが継続的に生み出されている限りは価値減少をきたさないと考えられることから、その償却に対しては非償却（償却不要）の立場となる。

小論では、のれん会計に対する日本の会計基準とIFRSの比較検討を行い、両基準の間に存在する会計処理上の問題点を摘出し、その問題点に対する筆者なりの視座を提示したい。

## 1．全部のれん方式と購入のれん方式

日本の企業会計基準委員会の会計基準では、のれんは、「取得原価が、受け入れた資産及

び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額」と規定されている。(企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準』第31項〔2013(平成25)年9月最終改正〕:以下、会計基準第21号と略称する)つまり、のれんは、取得した企業の純資産額が買収価額を下回るとき、その差額として認識されるのである。そして、その差額は、「のれん」という勘定科目名で無形資産計上され、以後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に費用償却される<sup>1)</sup>。(会計基準第21号第32項)

なお、その際、引き継いだ資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれているときには、それらの無形資産は識別可能な個別資産として処理することになっている。(会計基準第21号第29項)

また、のれんに減損の事態が生じたときには、償却とは別に減損処理をしなければならない。

このように、日本の会計基準では、のれんの資産計上後の処理は、償却処理と減損処理という二段構えになっていることが特徴である。

なお、この点に関連して、会計基準第21号は、次のように述べて現行の会計処理を当面の間保持する旨を表明している。

「なお、平成21年論点整理に掲げられていた項目のうち、のれんについては、平成21年論点整理の公表後、国際的な会計基準と同様に非償却とすべきかどうかについて審議を続けてきたが、現状では、連結財務諸表及び個別財務諸表ともに会計基準を改正することについて市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況にあると考えられる。また、2011年11月に国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)に対してのれんを非償却とする国際財務報告基準(IFRS)第3号『企業結合』の取扱いに係る適用後レビューの必要性の提案を行っている。これらの点を踏まえ、平成25年改正会計基準においても現行の償却処理を継続することとした。」(会計基準第21号第64項-3)

IFRSでは、のれんは、取得した企業の純資産額が買収価額を下回るときその差額として認識されるという点では日本の会計基準と同じであるが、そののれんは内容を吟味して、その中にブランドとか顧客リストなどの個別識別可能な無形資産が含まれているときには、それらの項目はのれんから分離して個別無形資産として認識され計上される。したがって、「のれん」として資産計上されるのは、それらの項目を除いた残余部分である<sup>2)</sup>。

つまり、IFRS第3号『企業結合』は、のれんを「企業結合で取得した単独には識別されず、かつ分離して認識されない資産から生じる将来の経済的便益」と規定し(IFRS第3号A)「取得企業は、のれんとは別に、企業結合で取得した識別可能な無形資産を認識することになる。」としている。(IFRS第3号B第31項)<sup>3)</sup>この意味で、IFRSののれん認識は、日本の会計基準第21号と似通っている。

しかし他方では、IFRSは、さらに一步踏み込んで、「認識したのれんを構成する諸要

1) ただし、のれんの金額が重要性に乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として一括処理することが認められている。(会計基準第21号第32項)

2) この点については、次の文献を参照されたい。

関 大地稿「取得原価の配分における識別可能性要件」『旬刊経理情報』1404号、2015年2月。

因、たとえば、被取得企業と取得企業の企業活動を統合することによって期待される相乗効果とか、分離して認識することができない無形資産とか、その他の諸要因などについての定性的説明」の開示を取得企業に対し求めている。(IFRS 第3号B第64項)

IFRS のこのような認識をさらに推し進めていけば、のれんの構成項目別分割表示論に近い考え方となる<sup>4)</sup>。

この残余部分としてののれんについては、IFRS では、資産計上後、非償却扱いとすることになっている。これは、国際会計基準 (International Accounting Standards : 以下、IAS と略称する) の第38号『無形資産』における「耐用年数が不確定な無形資産は、償却すべきでない。」(IAS 第38号第107項) とする考え方を踏襲したものである。

したがって、減損の事態が生じない限りは、のれんは資産として据え置かれていくので、その分だけ企業利益を膨らませる効果がある。

このように、IFRS では、のれん計上後の処理は、減損処理のみという一面的処理となっていることが特徴である。なお、この減損処理に関しては、IAS では、減損の兆候の有無に関係なく毎年定期的に、かつ減損の兆候が有るときにはいつでも、減損チェックを行うことになっている。(IAS 第38号第108項)

また、IFRS では、100%の持分取得でない企業結合形態においては、非支配株主持分の部分を公正価値で測定して、非支配株主持分に対応するのれん (または負ののれん) を親会社持分に対応するのれん (または負ののれん) と併せて計上する全部のれん方式を容認している。

しかし、日本の会計基準では、非支配株主持分に対応するのれん (または負ののれん) を推定計算によって計上することは、のれん (または負ののれん) の計上を有償取得の場合にのみ限定してきたこれまでの購入のれん方式に抵触することになるとして、このような全部のれん方式を排除している。(会計基準第21号第98項) つまり、日本の会計基準では、これまでの購入のれん方式を採用して、親会社持分に対応するのれん (または負ののれん) のみを計上する方式を踏襲することにしたのである。

3) 具体的には、のれんの額は、次の(a)から(b)を差し引いた差額として算定される。(IFRS 第3号第32項)

(a) 次の各項目の合計額

- ・ 移転した対価の額。その額は、通常は、取得日現在の公正価値 (fair value) で測定
- ・ 非支配持分の額
- ・ 段階的に実施される企業結合の場合には、取得企業が被取得企業に対し以前に保有していた持分の取得日現在の公正価値

(b) 取得した識別可能資産の取得日現在の額と引き継いだ負債の取得日現在の額との差額

4) のれんの構成項目別分割表示については、次の論考を参照されたい。

拙稿「ノレンの構成項目別分割表示論の吟味」『大阪商業大学論集』第50号、1977年12月。

拙稿「ノレンの構成項目別分割表示の理論的基盤と基本的問題点」『大阪商業大学論集』第53号、1978年12月。

図1：のれんに関する日本基準とIFRSの会計処理の相違点

		(日本基準)	(IFRS)
正ののれん	計上方式	購入のれん方式	全部のれん方式 または購入のれん方式
	資産計上後の処理	規則的償却 &必要に応じて減損処理	非償却 &毎年、減損確認 必要に応じて減損処理
負ののれん	計上方式	購入のれん方式	全部のれん方式 または購入のれん方式
	計上時の処理	一括利益処理	一括利益処理

全部のれん方式と購入のれん方式の相違を説明すれば、次のようになる

【設例】

次の資料をもとに、企業結合時におけるP社の会計処理を、全部のれん方式と購入のれん方式でそれぞれ示しなさい。

(資料)

1. P社は、S社株式の80%を3,500万円で現金取得した。
2. S社の株式取得時における資産の公正価値は6,000万円、負債の公正価値は2,000万円である。
3. 非支配株主持分の公正価値は、1,000万円である。

〔全部のれん方式〕

〔単位万円〕

(資	産)	6,000	(負	債)	2,000	
(の	れ	ん)	500	(現	金)	3,500
			(非支配株主持分)		1,000	

取得したS社の純資産の公正価値4,000万円(資産の公正価値6,000万円-負債の公正価値2,000万円)のうち、80%の3,200万円がP社への帰属額である。また、20%の800万円が非支配株主への帰属額である。

P社は、3,200万円相当の純資産を3,500万円で現金取得したので、その差額300万円がP社に帰属するのれんとなる。

他方、非支配株主に帰属する800万円相当の純資産に対応する非支配株主持分の公正価値は1,000万円なので、その差額200万円が非支配株主に帰属するのれんとなる。

かくして、全部のれん方式では、のれんは、これら差額の300万円と200万円を併せた500万円となる。

このように、全部のれん方式では、被取得企業のS社を公正価値により全体評価し、P社に帰属するのれんだけでなく、非支配株主に帰属するのれんも併せて認識・計上するのであ

る。したがって、この方式では、通常、購入のれん方式の場合よりも、のれんの額は大きくなる。

〔購入のれん方式〕

上掲の資料をもとに、購入のれん方式で処理すれば、次のようになる。

〔単位万円〕						
(資	産)	6,000	(負	債)	2,000	
(の	れ	ん)	300	(現	金)	3,500
			(非支配株主持分)		800	

純資産の公正価値4,000万円のうち、P社に帰属するのは3,200万円(4,000万円×80%)である。P社は、この3,200万円の純資産を3,500万円で現金取得したので、その差額300万円がP社に帰属するのれんである。

購入のれん方式では、現実に代価を支払って取得したのれんのみを認識・計上するため、非支配株主に帰属するのれんは、代価を支払っていないということから、認識しない。したがって、全部のれん方式では認識・計上された非支配株主に帰属するのれん200万円が認識されないため、非支配株主持分の額は800万円(4,000万円×20%)となる。

## 2. 子会社株式の追加取得時及び一部売却時の会計処理

親会社の子会社株式を追加取得して親会社持分を増加させた場合には、親会社持分と非支配株主持分の相対的比率が変動することになるため、IFRSでは、親会社の純資産勘定の調整処理がなされる。また、日本の会計基準である2013(平成25)年9月に最終改正された企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準』(以下、会計基準第22号と略称する)では、親会社持分の増加部分をそれに対応する追加投資額と相殺する処理がなされる。このとき生じる両者の差額は、資本剰余金として処理される。(会計基準第22号第28項)

また、親会社の子会社株式を一部売却して親会社持分を減少させた場合にも、親会社持分と非支配株主持分の相対的比率が変動することになるため、IFRSでは、親会社の純資産勘定の調整処理がなされる。また、日本の会計基準では、親会社持分の減少部分をそれに対応する持分売却価額と相殺する処理がなされる。このとき生じる両者の差額は、資本剰余金として処理される。(会計基準第22号第29項)

日本の会計基準では、子会社株式を一部売却した場合、親会社の子会社への支配関係が継続しているときには、親会社ののれんの未償却額のうち、売却した子会社株式に対応する額を、子会社株式の売却価額から減額処理すべきか否かといった点が問題となってくる。

減額説に立てば、こののれん部分を子会社株式の売却持分額とともに、子会社株式の売却価額から減額控除し、生じた差額を資本剰余金として処理することになる。

減額説は、子会社株式の取得に際して生じたのれんは等しく子会社株式に対応させるべきものとする立場をとっている。したがって、子会社株式を一部売却したときには、その売

却持分額に対応するのれんは当然に減額控除されるべきであるということになる。

もし、減額がなされない場合には、その部分ののれんが残留して水増し計上されたままになってしまい、企業利益の過大計上をもたらすことになるのである。

他方、非減額説に立てば、子会社株式の売却価額から減額控除されるのは子会社株式の売却持分額だけであって、その差額を資本剰余金として処理することになる。

非減額説は、現行の日本の会計基準が採用している処理方法である。(会計基準第22号第24項)

非減額説は、のれんを非償却とするIFRSの処理方法とか、子会社株式の追加取得時にのれんを追加認識しないという日本の会計基準における処理方法などとの整合性を勘案して導かれたものである。(会計基準第22号第66-2項)

さらに、企業結合時における企業の取得関連費用であるが、従前の日本の企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準』〔2008(平成20)年12月改正〕では、外部のアドバイザーなどに支払った特定の報酬、手数料など企業結合において対価性が認められる直接費は企業結合時の企業体の取得原価に含め、それ以外の間接費は発生時の会計年度の期間費用として処理していた。

しかし、IFRSでは、企業の取得関連費用については、企業結合とは別個の取引に関連する支出であるとの理由から、さらには、直接費は企業体の取得原価に算入するが、間接費はそうしないというような跛行的な会計処理は論理的整合性を欠くとの理由などから、すべての取得関連費用を発生時の会計年度に期間費用として処理している。

したがって、2013(平成25)年最終改正の日本の企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準』では、IFRSに従った財務諸表との比較可能性を求めるという観点、ならびに企業体の取得原価へ取得関連費用の組み入れ範囲を決定することの困難性という実務上の問題を解消するという観点から、取得関連費用は、IFRSと同様に、すべて発生時の会計年度に期間費用として処理することになっている。(会計基準第21号第26項)

なお、負ののれんの処理であるが、この点については、日本の会計基準(会計基準第22号第64項)もIFRSも共に、発生時に全額を利益処理することになっている。

### 3. 日本の会計基準におけるのれんの減損処理

減損会計とは、固定資産の価値減少分すなわち減損を認識し、それを当該資産の貸借対照表価額に反映させていく会計のことである。つまり、減損会計は、固定資産の帳簿価額を当該固定資産が生み出す将来キャッシュ・フローの現在価値(回収可能価額)に評価替えする会計処理手続である。

減損会計は、米国においてはすでに1995(平成7)年に財務会計基準書(SFAS; Statement of Financial Accounting Standards)第121号『長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計』で勧告されているし、国際会計基準においても1998(平成10)年にIAS第36号『資産の減損』において提唱されている。わが国においては、企業会計審議会が、2002(平成14)年8月に『固定資産の減損に係る会計基準』(以下、減損会計基準と略

称する）を公表している。

減損の会計処理は、まず企業が保有している固定資産に減損のサインが具体的事実として生じているかどうかを見極めることから始めなければならない。それには、企業を取り巻く経済環境の推移とか国の経済政策、金融政策の動向などの経済全般にわたる全体的な要因と、企業の取り扱い製品や商品の市場動向とかその企業の経営状況の推移などの企業にとっての個別的な要因とを見定めて、減損のサインの捕捉が行われることになる。

そして、減損が生じていると判断される場合には、対象となる資産の減損範囲を識別し、減損規模の見積もりなどを行わなければならない。

減損額の測定は、理論的には、減損処理の対象資産からの回収可能価額とその資産の帳簿価額との差額を確定することにより行われる。

以下、のれんの減損処理について、わが国の会計処理手続を述べることにする。

購入のれん方式で計上されたのれんに減損の兆候が見られるときは、企業会計審議会の減損会計基準や企業会計基準委員会の企業会計基準適用指針第6号『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針〔平成21年3月27日最終改正〕』（以下、適用指針と略称する）に依拠して減損処理が行われる。

その手順は、次のようになっている。（適用指針第52項、第54項）

企業が複数の事業を営んでいて、計上されたのれんがそれらの事業の大半に関係していて、かつ当該のれんに減損の兆候が認められる場合には、のれんの減損処理は、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えたより大きな単位で、のれんそのものに対して個別単独に行うのが原則である。

しかし、そのような処理とは別に、各事業に属する資産グループに配分されたのれんに対し、資産グループごとに分散して減損処理を行うことも選択的処理として認められている。

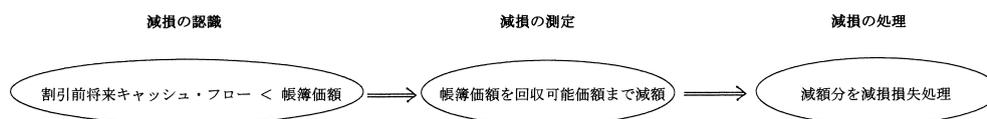
このような場合に、減損の認識は、「適用指針」によれば、減損の兆候が見られる資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がそれら資産または資産グループの帳簿価額を下回るときに行うことになっている。（適用指針第18項）

そして、減損を認識すべきであると判定したときは、当該資産または資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額する。（適用指針第25項）この減少額が減損損失（impairment loss）であって、特別損失として処理する。

ここでいう回収可能価額とは、資産または資産グループの正味売却価額と使用価値のうちいずれが高い方の金額である。（適用指針第28項）

正味売却価額は、資産または資産グループの売却時価から処分に要する見積り費用を控除した金額である。また、使用価値は、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。（適用指針第31

図2：日本の会計基準における減損処理の手順



項) 一般には、正味売却価額よりも使用価値の方が高いのが普通である。

日本の会計基準における減損処理手順を簡単な例で示したものが、次の設例である。

【設例】ABC株式会社は、X事業部、Y事業部、Z事業部からなる3事業部体制で事業を営んでいる。

各事業部は、それぞれ独自の資産グループ x、y、z を擁していて、それらの資産グループは有効に機能している。

各事業部が有する資産グループを決算時に査定したところ、減損の兆候が認められたので、その旨の会計処理を行った。

(A) のれんに対する個別単独的減損処理

本例では、のれんを各資産グループに割り付けることなく、のれんそのものに対して個別単独的な減損処理を行った。

その処理の結果、のれんについては200万円の帳簿価額が残った。

(単位 100 万円)

企業全体の資産	資産グループ	帳簿価額	割引前将来 キャッシュ・フロー	回収可能価額	減損の認識	減損損失	減損処理後の帳簿価額
115	→ x	30	23	22	0	△ 8	22
	→ y	25	26	23	—	—	25
	→ z	40	34	31	0	△ 9	31
	-----> のれん	20	4	2	0	△ 18	2
	(合計)	<u>115</u>				<u>△ 35</u>	<u>80</u>

(B) のれんに対する資産グループ別の分散的減損処理

本例では、のれんを各資産グループに割り付けたので、のれんそのものに対しては個別的な減損処理は行わなかった。

その結果、(A)のケースと比較して、各資産グループに対する減損損失処理に相違が生じ、のれんについては帳簿価額は残らなかった。

(単位 100 万円)

企業全体の資産	資産グループ	帳簿価額	のれん割付額	のれん割付後の 帳簿価額	割引前将来 キャッシュ・フロー	回収可能価額	減損の認識	減損損失	減損処理後の帳簿価額
115	→ x	30	5	35	23	22	0	△ 13	22
	→ y	25	4	29	26	23	0	△ 6	23
	→ z	40	11	51	34	31	0	△ 20	31
	-----> のれん	20	—	—	—	—	—	—	0
	(合計)	<u>115</u>						<u>△ 39</u>	<u>76</u>

(A)の処理では、減損損失額は3,500万円(合計額)、減損処理後の資産の帳簿価額は8,000万円(合計額)である。これに対し、(B)の処理では、減損損失額は3,900万円(合計額)、減損処理後の資産の帳簿価額は7,600万円(合計額)である。

その結果、(A)の処理方法の方が減損損失額が400万円少なく計上されることになる。(A)と(B)のうち、のれんについての原則的な減損処理方法は(A)の処理である。しかし、(B)の処理も、選択的な減損処理方法として認められている。したがって、企業は、自社にとって都合のよい処理方法を選択することになる。

## 結

のれんの償却処理については、米国の会計基準も IFRS と同様、非償却の立場を採用している。

日本の会計基準ののれん処理方法と IFRS や米国の会計基準ののれん処理方法のいずれが良いかは、企業側の立場に立つのか、それとも企業外部の利害関係者の立場に立つのか、あるいは利害関係者の中でもどの関係者の立場に立つのかによって、一概に言うことはできない。

ただ、会計処理上のこととして概括的に言えることは、IFRS や米国の会計基準の処理ではのれんは非償却扱いのため、企業利益のかさ上げ効果が生じるという点である。論者によっては、この点に着目して、日本の会計基準も IFRS のようなのれん処理にすることが企業戦略上何かと有利であると述べる人がいる<sup>5)</sup>。

ただし、減損の事態が発生したときには、のれんの金額が大きい場合には巨額の減損損失が生じ、企業の財務状況に深刻な影響をもたらす恐れが発生する。

これに対し、日本の会計基準の処理では、定期的に償却することが要請されているため、減損の事態が生じたときにも、貸借対照表上ののれんの帳簿価額が相対的に少なくなっていることが多いので、企業の財務状況への影響を軽減化することが可能となる。この関係は、次ページの図3のように示すことができるであろう。

日本の会計基準と IFRS が採用するのれんの算定方式の相違が、上述した状況をさらに拡張させることになる。

つまり、のれんの算定が全部のれん方式による場合には、一般に、購入のれん方式による場合よりも、計上されるのれんの額が大きくなるので、のれんに減損が生じたときには減損損失も大きくなって、企業に多大な財務的負担を強いることになる。

企業の株価戦略からすれば、のれんを非償却とすることは企業利益のかさ上げ効果によって株価を高値水準に誘導することを可能にする。

しかし、のれんが巨額の場合、著しい減損が生じた際には一気に企業利益が縮減することになって、株価も大幅な下落に見舞われることになりかねない。

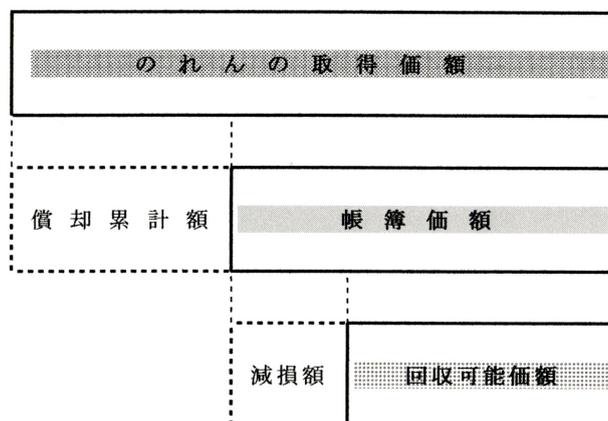
つまり、のれんの額がさほど大きな金額でない場合には、それを償却するか、あるいは非償却とするかは、企業の財務上たいした問題とはならないのである。

問題は、のれんの額が巨額に達するときであって、それを要償却とするか非償却とするかは、企業の財務戦略や株価戦略に重要な影響を及ぼすことになる。

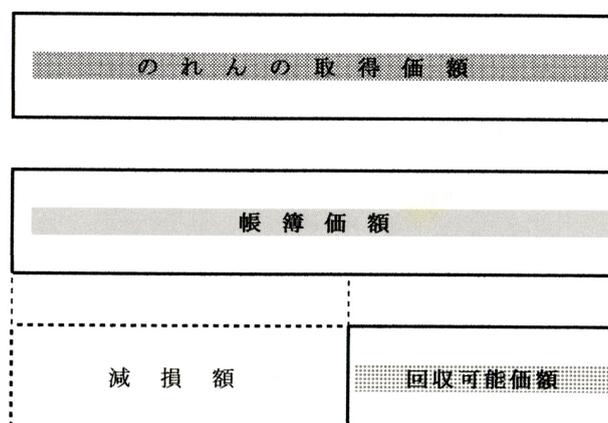
5) 磯山友幸稿「IFRS 導入で高まる日本企業の国際競争力」『WEDGE』2012年9月、52-53ページ。  
ダイヤモンド社・ビジネス情報サイト「ザイ・オンライン」(<http://diamond.jp/articles/-/19115>)  
(2014.12.20)

図3：減損会計の仕組み

〔日本の会計基準〕



〔IFRS〕



企業業績が安定もしくは右肩上がりが続いているときは、のれんを償却しても企業の諸戦略にはさほどの影響を及ぼさないであろう。反面、企業業績が不安定なときには、のれんの非償却は企業利益のかさ上げ効果により一種の合法的な粉飾をもたらす。

しかし、業績不振のときにはのれんの大幅な減損が生じる可能性も高いので、のれんを非償却とすることは、このような危険性と並走していると認識すべきである。

この意味で、日本基準ののれん処理方法の方が、IFRS や米国の会計基準の処理方法よりも、財務的には無難と考えられるのである。

さらに、のれん会計に対するこのような日本の会計基準とIFRS や米国の会計基準との相違は、財務諸表の比較可能性を損なうことになるという重要な問題を招来する。

巨額ののれんを取得した日本の企業が、自発的にIFRSを導入して非償却処理を採ったときには、日本の会計基準に従った場合と比べて、利益のかさ上げ効果によって優れた財務諸表上の外観を備えることになる。したがって、会計知識をあまり持ち合わせていない投資家に対しては、投資判断にプレを生じさせることになるかもしれない。

現在ののれん会計に見られるこのような財務諸表の比較可能性の毀損は、国際間だけではなく、今まさに国内的にも生じている問題である。

世界の趨勢が非償却処理である現況において、これから日本がどのような会計的対応を示していくのか、産業界や投資家を中心に大きな注目の的になっている。

## 【参考文献】

Statement of Financial Accounting Standards No.121, “*Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*”, Financial Accounting Standards Board, 1995.

Statement of Financial Accounting Standards No.144, “*Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*”, Financial Accounting Standards Board, 2001.

Statement of Financial Accounting Standards No.142, “*Goodwill and Other Intangible Assets*”, Financial Accounting Standards Board, 2001.

Statement of Financial Accounting Standards No.141, “*Business Combinations*”, Financial Accounting Standards Board, 2001.

Statement of Financial Accounting Standards No.141R, “*Business Combinations (Acquisition Method)*”, Financial Accounting Standards Board, 2007.

International Accounting Standards No.36, “*Impairment of Assets, amended*”, International Accounting Standards Board, 2008.

International Accounting Standards No.38, “*Intangible Assets, amended*”, International Accounting Standards Board, 2013.

Financial Reporting Standards No.3, “*Business Combinations, amended*”, International Accounting Standards Board, 2013.

山本 誠稿 「ノレンの構成項目別分割表示論の吟味」『大阪商業大学論集』第50号、1977年12月。

山本 誠稿 「ノレンの構成項目別分割表示の理論的基盤と基本的問題点」『大阪商業大学論集』第53号、1978年12月。

『固定資産の減損に係る会計基準』企業会計審議会、2002年。

企業会計基準適用指針第6号『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針〔平成21年3月27日最終改正〕』企業会計基準委員会、2009年。

企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準〔平成20年12月26日改正〕』企業会計基準委員会、2008年。

磯山友幸稿 「IFRS 導入で高まる日本企業の国際競争力」『WEDGE』2012年9月。

企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準〔平成25年9月13日最終改正〕』企業会計基準委員会、2013年。

企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準〔平成25年9月13日最終改正〕』企業会計基準委員会、2013年。

関 大地稿 「取得原価の配分における識別可能性要件」『旬刊経理情報』1404号、2015年2月。

榎原英夫著 『のれん会計と減損会計』同文館出版、2015年。

ダイヤモンド社・ビジネス情報サイト「ザイ・オンライン」(<http://diamond.jp/articles/-/19115>.  
(2014.12.20))